

大阪市胃内視鏡検診運営会議開催要綱

(目的)

第1条 本市が市民を対象として実施する胃がん検診において、胃内視鏡検診の円滑な導入を図るため、胃内視鏡検診の実施方法等について外部の有識者の意見を聴取する「大阪市胃内視鏡検診運営会議」(以下「会議」という。)を開催する。

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者のうちから市長が委嘱(委託)する。

(座長)

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、施行日から平成30年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。